

(案)

南武線連立関係事業用地取得関連業務委託特記仕様書

(趣旨等)

第1条 この南武線連立関係事業用地取得関連業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）は、南武線連立関係事業用地取得関連業務委託共通仕様書（以下「仕様書」という。）の運用について必要な事項を定めるものとする。

(履行期間)

第2条 本業務の履行期間は、令和●年●月●日から令和●年●月●日までとする。

(対象画地数)

第3条 本業務における対象画地数は次のとおりとし、仕様書第29条第2項で策定することとなる「工程管理計画」に反映させ工程管理を行うこと。

- (1) 仕様書第29条第3項により協力を依頼する画地数は、年間約◆◆◆画地とする。
- (2) 仕様書第31条に規定する建物調査等業務の対象画地数は、年間約▲▲画地とする。

(事務所の設置等)

第4条 仕様書第40条における事務所の設置に関する場所、設備及び運営管理等の条件については、次の各号に定めるものとする。

- (1) 事務所に設置する設備・什器等は次による。

- ア 2階以上に事務所を設置する場合、エレベーターが設置されていること
- イ 事務所に権利者等の秘密が保持できる相談面会スペースを確保すること
- ウ 業務に必要な什器、電話、事務機器及び個人情報保護の観点から必ずシュレッダーを備え、維持管理を行うこと

- (2) 事務所の運営管理等は次による。

- ア 事務所の設置及び運営に関する事項について権利者等に十分周知すること
- イ 事務所は契約期間を通して同一の事務所を使用することを原則とするが、やむを得ず移転する場合には、事前に調査職員に相談し承認を得ること
- ウ 事務所の設置、移転及び周知に要する費用は受注者の負担とすること

- (3) その他調査職員が指示するもの。

2 前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものは、本委託の業者選定時における技術提案によるものとする。

- (1) 事務所候補地
- (2) 窓口のレイアウト
- (3) 選定から開設までの実現可能な業務フロー

(案)

- (4) 開設までの間の相談対応について
- (5) 相談受付方法
- (6) 相談受付時間
- (7) 対応者
- (8) その他の事務所の設置等に関する事項

(情報の収集と提供)

第5条 仕様書第41条第1号については、次の各号に定めるものとする。

- (1) 情報収集については、受注者が本委託の業者選定時に技術提案した方法による。
- (2) 情報提供については、受注者が本委託の業者選定時に技術提案した方法により権利者に移転先または不動産事業者の情報を提供すること。
- (3) その他、受注者が本委託の業者選定時に技術提案した事項があれば、調査職員と協議の上実施すること。

2 仕様書第41条第2号については、次の各号に定めるものとする。

- (1) 情報収集については、受注者が本委託の業者選定時に技術提案した方法による。
- (2) 情報提供については、受注者が本委託の業者選定時に技術提案した方法により設計、建築、解体業者等の情報を提供すること。
- (3) その他、受注者が本委託の業者選定時に技術提案した事項があれば、調査職員と協議の上実施すること。

3 仕様書第41条第3号については、次の各号に定める情報収集及び提供を行うこととする。

- (1) 残地利活用については近接権利者の意向を把握するとともに、残地利活用の手法を関係事業者等から情報収集し、その方法については受注者が本委託の業者選定時に技術提案した内容による。
- (2) 残地利活用の情報提供については次による。
 - ア 残地売買の契約手続きに関する仲介業務を引き受け可能な信頼できる不動産業者等の情報提供
 - イ 地権者本人の同意を得た上での近接権利者同士の残地売買の補助
 - ウ 残地利活用に関する手法及び関連する企業等の情報提供
- (3) その他、受注者が本委託の業者選定時に技術提案した事項があれば、調査職員と協議の上実施すること。

4 仕様書第41条第4号については、次の各号に定めるものとする。

- (1) 情報収集については、受注者が本委託の業者選定時に技術提案した方法による。
- (2) 情報提供については、受注者が本委託の業者選定時に技術提案した方法により権利者に情報を提供すること。